# 協働型、融合型の官民連携を いかに構築するか

既に25年前から官業の民間開放を進めている足立区では、市場化テストという新しい試みにどのように 取り組もうとしているのか。政策経営部長・石川義夫氏、区民部長・坂田道夫氏の両氏にうかがった。



# 坂田道夫氏 石川義夫氏



官民が役割分担をしつつ連携する「高度協働型」の試み

官民の融合がプラスに働けば「協働」でも、マイナスに働けば「癒着」であり、そうならない仕組みづくりが求められる。競争を契機として 協働の洗練化・高度化を図れる仕組みをつくれるか、公共サービスの提供主体としての官民それぞれの劣位性を克服できるか、 市場化テストはそれを試す包括的な社会実験でもある。



・足立区ホームページ http://www.city.adachi.tokyo.jp/

# 25年間の取り組み

先進的な行政改革で知られる足立区では、公共サー ビスの提供に民間の力をどのように活用されてきたか、まず これまでの取り組みについてお聞きしたいと思います。

石川 足立区は既に25年前から民間開放の取り組みを始 め、行政の簡素化・効率化を積極的に進めてきたと自負して います。3代前の区長がリーダーシップを発揮して、際立った 方法を導入されました。例えば、給食の民間委託も25年前か ら進めていますが、導入当初はまさに画期的な試みであった

と思います。また、単なる民間委託ではなく、住民の方々に委 託する手法も展開しています。公民館の代わりに児童館、老 人館、学童保育室、地域の集会所の機能を併せ持つ「住区 センター」を各地域に設置していますが、それを地域の町会、 老人会、PTAなどの方々に運営していただいています。区の 職員は一切使わず、地元の管理運営委員会が運営の委託を 受け、地域の方々がローテーションを組み、有償ボランティア として自主管理されているのです。委託する前は、住区セン ター1館当たり区職員7人で運営しており、現在価値に換算す れば、1館当たり年間5,600万円の運営費がかかっていました

が、現在は1館当たり3.000万 円を切っています。区内に46 箇所ありますから、かなりの額 が軽減されていることになり ます。効果はコスト抑制にと どまりません。コミュニティ行 政という切り口で言えば、住区 センターとして統合したことで 児童館、老人館、学童保育室 の一貫した管理ができるよう になり、子どもからお年寄りま で通えるようになった。なお かつ地域の住民が直接運 営しているということで、地域 資料 足立区における協働事業の歴史と類型

NO.		昭和			平成		現	現在	
		戦前	40年代	50年代	60年代	元~10	11 ~ 15	16	17~
1	地域自治活動(地域との協働)								
2	公園の自主管理								
3	学校警備・学校給食・図書館事務の民間開放				-			_	
4	住区センター制度(施設の自主管理を中核とした地域との協働)							_	
5	再開発事業(北千住)							_	
6	男女共同参画(女性団体・地域との協働)								
7	まちづくり活動(地区計画策定時の地域との協働)								
8	障害者福祉事業								
9	2新線(つくばエクスプレス、日暮里・舎人線)								
10	介護保険(介護保険事業の民間開放)								
11	ゴミの減量(3R活動)						_		
12	学校教育改革(学校・PTA・地域との協働)								
13	健康づくり活動(「健康あだち21」における区民・商店等との協働)						_		
14	区民税の徴収(非常勤職員と職員との協働)						_	-/-	
15	水質浄化活動								
16	基本構想の策定(区民発意による基本構想の策定)								
17	包括予算制度( 行政内閣組織の協働 )						-		1
18	雇用創出特区					: (	-		
19	東京電子自治体共同運営(都・他区との協働)						_		7-
20	新都心構想								/
		創生期		成長期		展開期		飛躍期	
		区が担ってい アウトソーシン		各事業の当事者 の相手方として		協働の相手方がさまざまな主体		テ内や国をも コラポレーシ	

出所:『足立区基本計画(平成17年3月策定)』

コミュニティの核として機能しています。

#### サービスの質の向上ということも実感されていますか。

石川 委託を受けた事業者には、「もしサービスが駄目なら 替えられてしまう」という危機感がありますから、給食サービ スにしても「よりニーズに合う食事を提供しよう」という意識が 強く働くようで、区民からも「内容がよい」という評価をいただ いています。現業部門について、そのような民間委託の流れ を引き継いできており、今現在も進めているところです。

#### 職員の間に抵抗感はありませんでしたか。

石川 当初こそ一部の職員の間に、「直営なら安全だが、民 間にすれば弊害が生じるかもしれない」という反対がありま したが、実績を重ねることで理解されるようになっています。 給食について言えば、現在、区立のすべての小学校、中学校 に普及していますし、保育園も8割がそのようになっています。

# そのような試みを先駆的に進められるとき、憲法をは じめ公物管理規制や業法など、法律の定めから生じる問題 に直面されたことも多かったのでは。

坂田 この25年間、そのような問題はたくさんありました。一 つは図書館の民間委託をしたとき、図書館の司書は公務員 であるのかどうか、いわゆる吏員規制の問題がありました。ま た、業務を民間に委託するとき、実際には単なる作業だけで はなく相当程度を委託しているにもかかわらず、法律上は直 営業務の作業のみを委託するかたちになる、という制度と実 態の乖離もありました。構造改革特別区域のときは、憲法第 89条の「公の財産の支出又は利用の制限」との関係で、株式 会社に補助金は出せない云々という議論をかなりしていま す。そのような中で指定管理者制度ができ、一般の公の施設 についても料金の決定などを含めた全般的な委託ができる ようになったわけです。さらに、今回の市場化テストは、過去 にわれわれが直面してきたさまざまな法律上の問題を解決し 得るものと期待しています。

# 画期的な制度が抱える課題

## 今回の市場化テストを肯定的に評価されているわけで すね。

**坂田** 公の仕事は、決して公務員だけがやるものではない。 民が担うことも当然あり得る。そのような立場に立ち、それに 必要な法的な改正などを想定した法律ということで、われわれ が25年間やってきた上でのさまざまな矛盾点を、万能ではな いにしても相当程度包括的に解決するかたちでつくられたこ とを歓迎しています。

石川 足立区は、単純労務・技能系の分野で考えられる事業 は既にほとんど民間委託を進めていますし、それに伴う職員 定数の削減もかなり進めています。ただ、これまでは個別の 事業について担当者が「民間に優位性がある」と判断したも のについて開放してきたわけですが、市場化テストは事業全 体を再編するきっかけになる点において、大きな意義がある ととらえています。

#### 具体的には、法案のどの辺りを評価されていますか。

坂田 実務面で言えば、特定退職制度、みなし公務員規定、 この2つが盛り込まれたことが極めて画期的です。昨年、政 府が広く提案を求めた「あじさい月間」、「もみじ月間」でも、 われわれはその2点について要求しました。

**石川** 特定退職制度は必須です。ただし、仕事と共に公務 員が移るとき、同じ処遇を維持したまま移ることが果たして可 能なのか、という課題は残されています。

民間サイドにすれば、官民の事業費の差によって収 益を出そうとしているのに、従前の給与の保証を求められれ

#### ばペイしない、ということになるのでは。

石川 それまで仕事をしていた全員が移るなら、給料が下が ることを覚悟する。その中で成果を上げる、という意識がなけ れば難しいでしょう。それを受け入れず、あくまでも公務員時 代と同水準の処遇を求めるのであれば、全員が移れないの ではないかということです。

坂田 民間の側も、「この人がいなければ業務が成り立たな い」というキーパーソンを一人だけ、スーパーバイザーのよう なかたちで招聘しようとして、大量の公務員はとても引き受け られない、というケースが多いのではないでしょうか。取りも直 さず行政にすれば、職員が余ってしまうということです。余剰 人員を抱え、なおかつ委託費を払わなければならないとなると、 ダブルコストになってしまいます。今回、特定退職の制度がで きたことは画期的ですが、この制度を自治体側がうまく活用で きるかというと、当初はなかなか辛いだろうと見ています。

#### 特定退職制度について、国に望まれることは。

坂田 例えばイギリスにはTUPE制度 があり、年金を含めた トータルな仕組みがあります。国にはそれらを参考に使いや すい仕組みにしていただきたいと思います。今回、突破口は できたが、さらに議論を重ねることでより効果的な制度として 改良されていくことを期待しています。そのときの理念として は、官民の相互交流が自由にできる社会を目指すべきであ ろうと思います。

#### みなし公務員の制度について、国に望まれることは。

坂田 「小さな政府」をさらに圧縮して「極小の政府」とは 何かと考えたとき、自治体の仕事として最後まで残るのは何 か。戸籍と税関、高齢社会ということで国民健康保険(以下、 国保と年金などが考えられます。このような発想も含め、足 立区は内閣府に対して、規制緩和の提案をしました。現在、 区民部では、納税、課税、国保、年金、戸籍などの業務を委託 の対象にしようとしていますが、これらは文字通り個人情報の 塊であり、しかも公権力の行使の吏員規制そのものです。ここ をうまく突破したいのですが、個人情報の扱いを巡ってはいろ いろな議論が出てくるでしょう。それらを受託するとき、民間事 業者に何が要求されるのか。個人情報に関してプライバシー マークを取得するとか、ISMS(情報セキュリティマネジメントシ ステム を取得するとか、特別の訓練の仕組みを用意すると か、具体的な詰めをしていくことで、みなし公務員の内容は何 かを明確にしていただきたいと思います。

**石川** 大企業しか市場化テストに参入できないようではまず いわけです。広く門戸を開くには、何かしら資格制度のような ものが必要かもしれません。国の方でリードして、どのような 条件をクリアすれば入札に参加できるのか、公的認証につい て議論を進めていただきたいと思います。併せて、みなし公 務員については罰則まで踏み込んだ制度が求められるので はないでしょうか。

## 官民の「融合」というかたち

## 実務の面でとらえたとき、市場化テストは旧来の委託 の手法とどこが大きく異なるのでしょうか。

**石川** 委託は行政が業者を選定する。それに対して、市場 化テストは民間同士の入札でも第三者機関が判断する。や はりそこが大きく違います。ポイントはコストだけではなく、サー ビスの質を含めた判断であるというところです。

#### 言い換えれば、その判断は主観性を帯びるということ ですね。

**石川** 官民の競争で公平性を担保するのも難しいでしょうが、 民間同士の競争入札の場合でも、そこに恣意性や癒着がある のではないかと疑われる可能性を払拭しなければならない。 足立区としては、その制度設計をきちんとしようとしています。

## 入札でコスト削減に比重が置かれれば、継続性の点 で問題が生じかねないのでは。

坂田 指定管理者制度でも問題になっていることですが、低 過ぎる金額で仕事を発注するケースが全国的にかなり出て います。介護保険については実施に当たって厚生労働省が 価格体系を用意したので、民間が参入できるようになりました が、指定管理者制度にはそれがなく、各自治体に任せている ためです。市場化テストも、国はまだ価格体系を定めていませ ん。各自治体の方で持続的にサービスを提供できる水準を想 定しないと、制度がうまく回らないはずです。

## とは言え、一般的には、コスト削減が期待される部分 は大きいわけですね。

坂田 足立区について試算すれば、ある業務を民間に出せ ば、平均して公務員による直営の約70%の人件費にすること ができます。これまで人員削減の努力を続けてきた結果、職 員の平均年齢が高くなっているわけです。役所の給与体系 は典型的な年功賃金型ですから、民間に出せば、より若い世 代が仕事をするようになり、必然的に人件費が圧縮されるわ けです。役所という組織には、内発的な効率化のメカニズム がない。そこに競争を入れることで改革が進む、ということは 確かにあります。ただし、市場化テストをコスト中心に運用す れば、価格体系がないため、結果として「とにかく安くやれ」 ということになりかねません。足立区として期待する意義は、 むしろ民間の雇用の創出です。現に、介護保険だけで4,300 人分の雇用が生まれています。

石川 市場化テストのような試みは、官の側に危機感をもた らすことを通して、公務員の意識改革が進むことが大きい。

TUPE[ Transfer, Undertaking and Protection of Employment]制度: イギリスで制定された制度。政府のアウトソーシ ングに伴って公務員が民間へ移転する場合、公務員のときの雇用条件が移転先の民間企業によっても維持される仕組み。

職員の資質を向上させるという効果も期待されます。

## 有効に機能させるための官民のあり方とは、どのよう なものでしょうか。

坂田 市場化テストは、端的に表現すれば「官民で土俵に上っ て戦い、官が負けたら相撲部屋を解散せよ」というような制度 ですから、官が負けたときの公務員の処遇を考えなければで きるはずがありません。一つは、官民の「融合」というパター ンが想定できるはずです。今、区民部で納税、課税、国保、年 金、戸籍などの委託を考えていると申しましたが、「それらの 業務を公務員が皆無のまま、すべて民間人でできるか」とい うとすぐにそこまでいかないだろう。そこで「官民が役割分担 をしつつ連携してはどうか」ということで、われわれはそのよ うなかたちを「高度協働型」と呼んでいます。

## 日本社会、特に地域社会では官民の対立関係をベー スにする制度は馴染まない、というお考えも根底にあるので しょうか。

坂田 過去を振り返っても、日本で官民が鋭く対立したのは レアケースです。競争の文化に欠ける風土があることからす れば、あまり対立概念を前面に押し出した制度は定着しない かもしれません。ただし、官民の融合がプラスに働けば「協 働」でも、マイナスに働けば「癒着」であり、そうならない仕組 みづくりが求められます。競争を契機として協働の洗練化・ 高度化を図れる仕組みをつくれるか、公共サービスの提供主 体としての官民それぞれの劣位性を克服できるか、市場化テ ストはそれを試す包括的な社会実験でもあります。

## 市場化テストを契機として、官のコントロールを外す ケースもあり得るわけですね。

石川 行政が体育館を運営したり、市民講座を開いたり、民 間と競合している事業があるわけです。かつて民間のスポー ツクラブやカルチャーセンターがさほどなかった時代には、そ れらを住民福祉と位置付け、公共が担う正当性を主張できた かもしれないが、今はどうなのか。文化、体育、そのあたりまで 公共サービスと呼べるのか。市場化テストを契機に、今後「行 政の全業務を仕分けせよ」、「棚卸をせよ」というような議論が 出てくるかもしれません。

## 公共サービスの主体の外部化が進むとき、公に求め られる機能は。

**坂田** 市場化テストは、あくまで公共サービスが前提です。 つ まり、広い意味の公共財であり、ノーチェックということにはな らない。事故が起きたり、サービスが停止したりすれば、最終 的な責任はコントロールすべき官の側にあると考えています。 だからこそ、きちんと協定を結び、履行過程ではきちんとモニ タリングをする。事業がうまくいくようインセンティブの仕組みを つくり、同時にペナルティの仕組みもつくる。そのような公共財



のコントロールの仕組みを、官の責任において確立しなけれ ばなりません。社会問題化した構造計算書を巡る事件は、そ のようなシステムの機能不全が引き起こした事例でしょう。

## 外部に出して年月が経つうちに、行政内部から知識や ノウハウが失われ、管理が難しくなる可能性があるのでは。

坂田 すべて民間に任せた上で官がコントロールの機能を 保とうとしても、現場のことが分からなくなりますから、恐らく 難しいでしょう。そこでわれわれは、中核施設や民間でできな い分野は公務員の方できちんと責任を持つ体制にしたいと 考えています。ある分野で、規格型のサービスとして展開しに くい事業、高度かつ困難な事業、実験的なため採算が合うか どうか分からない事業、それらを官が担う。そのようなコアの 部分を担い続けることで、行政内部にノウハウをとどめるとい うことです。付言すれば、本来行政としてやるべき行政サー ビスでありながら、これまで十分できていなかったこと、成果を 上げられなかったことがあるに違いない。それらのうち、ニー トやフリーター、児童虐待など民間の採算ベースに乗りにくい 課題に対処できる「新しい行政」が存在するはずであり、その 機能を開発していこうという議論をしているところです。

#### 足立区政策経営部長

#### 石川 義夫(いしかわ よしお)

1949年東京都足立区生まれ。1968年東京都入庁、足立区国保課勤務。足立区地域振 興部コミュニティ推進課長、同都市環境部まちづくり課長、同福祉部福祉管理課長等を 経て、2002年足立区福祉部長。2005年足立区政策経営部長(現職)。

#### 足立区区民部長

#### 坂田 道夫(さかた みちお)

1948年北海道生まれ。1971年東北大学法学部卒業、同年東京都庁採用。1984年足立 区東部福祉事務所長。2002年足立区政策経営部長。2005年足立区区民部長(現職)。



・坂田道夫「多分野の公的サービスの民間開放という社会実験」 (インタビュー/『法律文化』2002年12月号)

・鈴木恒年「地方の時代の自治体公務員の在り方」 (インタビュー/『法律文化』2001年10月号)

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。 h-bunka@lec-jp.com